

【令和7年度予算概算決定額 62,453（62,351）百万円】
（令和6年度補正予算額 31,045百万円）

森林の維持・造成を通じて森林の機能を発揮・向上させ、山地災害等から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、山の斜面を安定させる山腹工や溪流の勾配を緩やかにする溪間工（治山ダム）などの土木的な工法と植栽等により森林を保全します。

- 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約58.1千集落〔令和5年度〕→約60.5千集落〔令和10年度〕）
- 防災機能の発揮の観点から森林の保全等を行った海岸防災林や防風林などの延長（約9,000km〔令和10年度〕）

＜事業イメージ＞

水源の涵養、山地災害の防止等のために必要な森林を「保安林」に指定し、伐採規制や植栽義務等を課すとともに、保安林の機能の発揮・向上に向け、「治山事業」により治山施設の設置や植栽等を行い、森林の保全・整備を推進し、地域の安全・安心を確保します。

- **復旧治山**
…崩壊地や荒廃溪流等の復旧整備
- **予防治山**
…山地災害が発生するおそれのある荒廃危険山地での崩壊等の予防
- **地すべり防止**
…地すべり防止区域内で行う地すべり防止対策
- **防災林造成**
…強風・高潮・津波、なだれ等による被害の防備のための防災林の造成
- **保安林整備**
…機能が低下した保安林の改良整備

```

graph LR
    A[林野庁] --> B["(直轄事業)"]
    A --> C["(補助事業等)"]
    B --> D[森林管理局・署]
    D --> E[国有林治山事業]
    D --> F[国有林直轄治山事業]
    C --> G[都道府県]
    G --> H[民有林直轄治山事業]
    G --> I[補助治山事業]
    G --> J[農山漁村地域整備交付金]
    G --> K[民有林治山事業]
    E -.-> L["(国庫10/10)"]
    F -.-> L
    H -.-> M["(国庫負担率2/3)"]
    I -.-> N["(国庫補助率1/2等)"]
    J -.-> N
    K -.-> O["(国庫補助率1/2等)"]
  
```

林野庁

(直轄事業)

森林管理局・署

国有林治山事業

国有林直轄治山事業

(国庫10/10)

(補助事業等)

都道府県

民有林直轄治山事業

(国庫負担率2/3)

補助治山事業

農山漁村地域整備交付金

(国庫補助率1/2等)

民有林治山事業



山腹工



溪間工



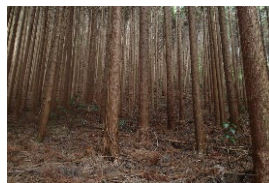
海岸防災林造成



なだれ防止施設



機能強化・老朽化対策
(嵩上げ・流木止施設の付加)



保安林整備（筋工・本数調整伐）



地すべり防止工（集水井・排水トンネル）



〔お問い合わせ先〕 林野庁治山課 (03-6744-2308)

治山事業 <公共>

【令和7年度予算概算決定額 62,453 (62,351) 百万円】
(令和6年度補正予算額 31,045百万円)

<対策のポイント>

豪雨や地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、**令和6年能登半島地震からの早期復旧に加え、地震の教訓を踏まえた津波避難路を保全する治山対策の強化等**を図るとともに、**豪雨災害の激甚化に対応した治山対策の実施など、国土強靱化に向けた取組を推進**します。

<事業目標>

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約58.1千集落〔令和5年度〕→約60.5千集落〔令和10年度〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 令和6年能登半島地震で発生した山地災害からの早期復旧

災害復旧事業に引き続き、大規模な崩壊地を面的に復旧するため、**民有林直轄治山事業等による集中的な復旧整備を実施**します。

2. 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた治山対策の推進

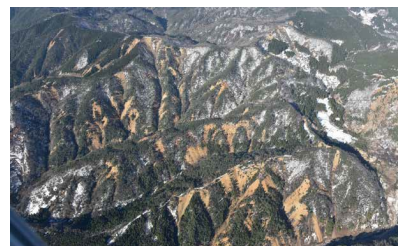
- ① 多数の治山・地すべり防止施設の調査・点検が必要になったことを踏まえ、**激甚災害に見舞われた地域において緊急的に実施する施設点検等を新たに支援**します。
- ② 既存の治山施設の被災を伴う山地災害が多発したことを踏まえ、**施設の復旧と崩壊地の復旧を一体的に進めるための支援メニューを追加**します。
- ③ **津波避難路を保全するための予防治山対策を強化**します。

3. 豪雨災害の激甚化に対応した治山対策の実施

豪雨の激化を踏まえ、**山地災害危険地区で発生した山火事跡地における防災林の造成と併せた治山施設の設置に係る支援を強化**します。

※ このほか、**土石流に対応した治山ダム等に異常堆積した土石や流木の緊急除去を、治山施設災害復旧事業で実施可能**にします。

○能登半島地震の教訓を踏まえた治山対策の推進



能登半島地震で発生した多数の山腹崩壊



激甚災害後の治山施設の点検支援



津波避難路となっている山地の被災



予防治山対策による津波避難路の保全

○豪雨災害の激甚化に対応した治山対策の実施



森林の機能が低下した山火事跡地



治山ダムに異常堆積した土石・流木の除去



【お問い合わせ先】 林野庁治山課 (03-6744-2308)

<事業の流れ>



※ 国有林及び民有林の一部においては、直轄で実施